第2回新城市行政改革推進計画策定委員会 会議録

平成 26 年 8 月 14 日 (木) 午前 10 時 00 分 新城市役所 政策会議室 開会 午前 10 時 00 分

○総合政策部長 お待たせいたしました。本 日は第2回新城市行政改革推進計画策定委員 会を計画したところ、委員の皆さんにはお忙 しい中にも関わらず、全員のご出席をいただ きありがとうございます。

前回は、第1回目ということでございまして、市長から諮問をさせていただきました。 また、委員長であります昇先生から人口推移 から見た社会変動や現代社会の問題点につい て情報提供をいただきました。

本日は、前回の委員会で宿題をいただきました合併後間もなく10年を迎えることによる今後の普通交付税の変化と、地域自治区のこれまでの効果と今後の可能性の2点について宿題をいただいておりますので、後程担当者からそれぞれ説明をさせていただきます。

また、前回検討をしていただきました職員のアンケートについて、とりあえずまとめましたので結果についても報告させていただきます。

それではここで、前回出席しておりませんでしたけれども、地域自治区の説明のために企画部の職員が出席しておりますので、紹介させていただきます。

西尾企画部理事でございます。

- ○企画部理事 企画部理事市民自治推進担当 の西尾と申します。
- ○総合政策部長 三浦市民自治推進課長でご ざいます。
- ○市民自治推進課長 三浦でございます。よ ろしくお願い申し上げます。
- ○総合政策部長 本日の議題等につきまして は、お手元に配布させていただきました次第 のとおりでございます。

それでは、以降の取り回しにつきましては 委員長であります昇先生にお願いいたします。 昇先生よろしくお願いいたします。 ○昇 秀樹委員長 お盆という時に、お集まりいただきましてありがとうございます。名古屋から豊橋まで新幹線で来たのですが、いつもだとビジネス客が多いのですけれど、今日はファミリーの方が非常に多くて、特に私の後ろが幼稚園ぐらいの男の子で「おちんちん」とか「おなら」とか言ってお母さんが「やめなさい」と怒っていましてお盆だなと思いながら来ました。

今日の行政改革推進計画策定委員会ですが、 行政改革に関して少し感じたことをお話しさ せていただきますが、例えば「災害」につい てですが、今年も台風11号が来ましたが、 昔は災害の避難情報ですとか、避難所の設置 というのは10年、20年前は台風が来たら、 自然災害だから仕方ないねということで済ん でいましたが、行政責任としてきちんとした 情報、避難情報を提供するとか、避難所を設 置するということが多分新しい行政ニーズ、 需要として出てきていて、それと行政改革と のつながりをどのように考えていくかという ことですが、例えば他にも児童虐待の問題や いじめの問題など、昔は行政需要として認識 されていなかったものが、新たに社会環境の 変化に伴って行政需要として認識されてきて、 片方で行政改革も進めていかなければならな いという話になっているで、その両辺のとこ ろでバランスを取る必要があると最近考えて います。まだ、きちんと整理はできていませ んが、よくプラン・ドゥー・シーというのが ありますが、政策立案、あるいは情報提供、 それから実施、そして評価というプラン・ド ゥー・シーで考えると、新しい行政需要は少 なくともプランのところ、政策立案や情報提 供のところはやはり行政が対応し、実施のと ころは可能な限り住民の方や民間とかにお願 いする、という形で。それは、今の新しい行 政需要だけでなく、これまで行政がやってい

たものについてもプランの段階はなるたけ行 政が担当して、ドゥーのところは可能な限り 官から民へというか、そういうような仕分け をする。そうすると、行政改革と新しい行政 ニーズというのが一応矛盾しない形で、もし かしたら整理できるかもしれません。あまり 一般論だけに全部を押し込むのはどうかと思 いますが、大枠としてはそういうことかとい う気がしています。これから実際、個別、具 体に災害の場合はどうなるのか、いじめの場 合はどうなるのか、児童虐待の場合はどうな のか、道路整備の場合はどうなのか、農林土 木など少なくとも新しい行政ニーズが出てき ていることは確かで、片一方で公務員の数を そんなに増やせないことも確かなことなので、 両方のバランスを具体的にどのようにやって いけば一番ましな環境がでてくるのかという ことを悩みながら考えていくことが、行政改 革には必要だと思います。

それではお手元の事項書に従いながら今日の委員会を進めていきたいと思います。まず、事項書の2、第1回委員会での要望確認事項について事務局から説明をお願いします。 〇事務局 それでは、次第を1枚めくっていただきますと、先回の第1回委員会での要望確認事項について整理させていただいております。

1番目のスケジュールにつきましては、今回の委員会の日程調整をさせていただきながら、委員の皆様から第3回、第4回の日程調整を合わせてさせていただいております。A3のスケジュールに日程を入れさせていただいておりますが、第3回につきましては10月1日、第4回を11月26日のいずれも午後2時から予定をさせていただき、最後の第5回につきましては大変申し訳ありませんが、3月の開催を予定させていただいておりますが、改めて日程調整をさせていただきたいと

思います。

スケジュールにつきましては以上です。

続きまして、2の交付税の段階的減額につきましては財政課長から説明をお願いしたいと思います。

○昇 秀樹委員長 それではよろしくお願い します。

○財政課長 財政課長の古田です。よろしく お願いいたします。着座にてご説明させてい ただきますので、よろしくお願いいたします。

本日、委員さんのお手元に配布させていただきました資料につきましては、地方交付税制度の概要、それから合併算定替制度の概要ということでA4の裏表1枚と、それからA3で実際の算定替がどの程度あるのかということで2枚ほど、それから合併以降、各年度における地方交付税算定額の推移で、合併算定替と一本算定の推移表を1枚つけておりますのでよろしくお願いいたします。

まず、委員の皆様方には、昇先生はもとも と地方交付税の専門家ですので、私から説明 するのははばかられるわけですけれども、少 し交付税制度というものがどういったものな のかということで、共通認識を持っていただ くために、資料をご用意させていただきまし た。

まず、地方交付税制度の目的ですけれども、 地方団体の自主性を損なわずにその財源の均 衡化を図り、交付基準の設定を通じて地方行 政の計画的な運営を保障することにより、地 方自治の本旨の実現に資するとともに、地方 団体の独立性を強化すること、とこうした目 的があります。具体的にはその下に書いてあ ります2点の機能を持っております。財源の 均衡化ということで、地方団体間における財 政力の格差を解消する目的が一つあります。 それから、二つ目としては財源保障機能とし て、基準財政需要額、基準財政収入額という 設定の基準を通じて、どの地方団体に対して も行政の計画的な運営が可能となるように必 要な財源を保障する機能と、地方交付税には こうした二つの機能があります。

それから、地方交付税の原資ですけれども、これはここに入れてあるのは本年度の原資配分ということで、法定5税分として所得税、酒税の32%、法人税の34%、消費税の22.3%、これは本年から消費税の部分が少し少なくなりました。それからたばこ税の25%、平成26年度から創設されました地方法人税の全額を交付税の原資とするということであります。

26年度の交付税の国全体の総額は、約ですけれども16兆9千億円で、1年前の25年度はどうだったかというと17兆1千億円ということで、前年と比べますと2千億円ほど減っておりますけれども、ほぼ前年と同水準の原資総額という形になっております。

それから、地方交付税を各団体に配分する 種類というものがございます。普通交付税と 特別交付税になります。普通交付税は、財源 不足団体に対して交付するもので、これは交 付税総額の94%を配分します。これは先ほ ど申しました16兆9千億円の94%分を普 通交付税として配分するもので、それから特 別交付税につきましては、特別な財政需要に 対して交付するもので、交付税総額の6%を 配分することになっています。いろいろと新 聞報道等で交付税の不交付団体、交付団体と いう書き方をされますけれども、不交付団体 というのはこの普通交付税を国からいただい ていない団体が不交付団体で、新城市のよう に普通交付税を国からいただいているところ は、交付団体というように区分けをしており ます。

実際の普通交付税の額の決定はどのよう にやるかということですが、団体ごとの普通 交付税額の算式につきましては、ここに書いてあるとおり基準財政需要額から基準財政収入額を引いたものが財源の不足額、こちらが交付基準額になっております。

では、基準財政需要額というものは、どの ように算定するかということですが、ここに ありますように各団体の標準的な水準におけ る財政需要を合理的に測定するために地方交 付税法の規定に基づいて算出した額というこ とで、算定した行政項目ごとの基準財政需要 額の合算額が、その団体の基準財政需要額に なります。その項目ごとの基準財政需要額に 関しましては、単位費用かける測定単位そし て補正係数というものをかけ合わせましてそ れぞれ額を出します。単位費用、これは人口 1人当たりですとか、面積当たり、道路延長 あたりというような形で国で一律に定められ るものであります。測定単位につきましても、 先ほど申しました人口ですとかそういった単 位を国で定めております。最後に補正係数と いうものをかけることですけれども、これは 実際の各団体における行政経費は、自然的条 件ですとか社会的条件によって、大きな差が あるため、その差が生じる理由ごとに測定単 位の数値の割り増しをしたり割りおとしをか けたりする調整のための係数であります。こ の補正係数につきましては、全体で概ね9項 目ほどございまして、代表的なものであげれ ば段階補正、測定単位が2倍、例えば人口が 倍になっても行政経費というものは2倍には なりません。要はスケールメリットが働いて 人口規模の多いところは、その経費は人口が 倍になっても経費は倍にならないと。また逆 に、人口が半分になっても行政経費が半分に はならないということで、その段階補正とい うものがあります。また、密度補正というも のもございまして、密度補正は人口規模が同 一の市町村、例えば人口10万人のA市とB

市がありましたら、そちらが算定上は同じ金額になるのですけれども、その市の例えば面積が広い場合、小さな市町村で10万人いるところと大きな面積で10万人いるところというのは、例えば消防の経費などですと、当然面積の広いところの方が余分にかかるということもありまして、そういったもので、密度補正というような補正係数をかけ合わせたりして、基準財政需要額をそれぞれ算定しております。

また、一方、基準財政収入額につきましては、この下の算式にありますように標準的税収入と地方特例交付金について75%かけたもの、それに地方譲与税等を足しこんだものが基準財政収入額になります。これは、標準的税収入というのは、官公庁等の課税客体の数値等を反映して算定したもので、実際の当該年度、あるいは前年度の予算・決算等には直接リンクしておらず、測定するための標準的な税収入という形であります。

こうしたことで、それぞれ普通交付税というものが算定されまして、新城市の場合でありますと、本年度51億円少々の交付税をいただけるということになっております。

ただいま、ご説明しました基準財政需要額の行政項目ごとの分野がその後ろのA3の縦長の表になります。こちらで、合併算定替と一本算定の影響額を出した表ですけれども、この表の一番左側のところに個別算定経費、包括算定、公債費となっておりまして、それぞれに費目が入っておりまして、消防費、道路橋りょう費から個別算定経費ですと下の方にありますが、地域振興費等々でそれぞれこういった行政項目ごとの基準財政需要額を出しております。

続いて、合併算定替制度について少し説明 させていただきます。資料の2ページをお願 いします。合併算定替制度の趣旨ですけれど

も、ここに記述してありますとおり合併算定 替制度は、市町村合併後、当面は行政運営に 係る経費の急激な節減が困難であることを考 慮し、一定期間、合併市町村の普通交付税額 が、合併しなかったと仮定した場合に算定さ れる関係市町村の普通交付税額の合算額を下 回らないようにする特例の措置でございます。 新城市の場合は、平成17年10月1日に合 併しておりまして、この合併算定替の制度に つきましては、市町村の合併の特例に関する 法律というのがございまして、これは旧合併 特例法と呼ばれるものですけれども、この1 1条で地方交付税の合併算定替につきまして は、合併時の属する年度及びこれに続く10 年度間を保障し、その後5年度をかけて縮減 していくという形になっております。算定方 法の基本的な考え方が2番目にありますけれ ども、現在の新城市は旧の3市町村が合併し てできております。交付税の算定では、本来 ですと現在の新城市で算定するのが本来です けれども、この合併算定替の制度に基づきま して、旧の新城市で交付税額がいくらになる か算定し、旧の鳳来町でいくらになるのか、 旧の作手村でいくらと3つを足し込みまして 算定したものが、合併算定替の制度でありま して、現在はこの合併算定替の適用期間にな っておりますので、本来、現在の新城市で交 付税算定を行った一本算定との差額分を余分 という言い方も変ですけれども、合併算定替 により、本来の姿よりも多い額をいただいて おるというような形になります。これが、合 併算定替による増加額ということであります。

合併算定替の期間がいつまでということでありますけども、一番下の3の措置される期間及びその割合とありますが、そちらをご覧いただきたいと思います。新城市は先ほども申しましたように、17年の10月に合併しております。合併算定替を行う期間は、合

併年度に関しましては合併日よりも前に交付 税算定をしておりますので、ここでは便宜上 入れないということで、合併後10年間、そ の後5年は段階的に縮減するということであ ります。下の絵を見ていただくとわかります ように、上のラインが合併算定替による算定 額で、下のラインが一本算定による算定額と いうことであります。平成27年までは合併 算定替の額そのままをいただいて、平成28 年から32年度の5か年にかけまして段階的 に縮減し、平成33年度以降につきましては、 新城市としての一本算定というような形にな ってまいります。

それでは、実際どのくらいの影響額がある かということでございます。その後ろにあり ますA3の2枚の資料は、基準財政需要額と 基準財政収入額に関する調ということで、細 かな資料になりますので、少し省略させてい ただきまして、最後のページ、市町村合併以 降各年度における地方交付税算定額の推移と いうことであります。これは、地方交付税の 算定額ということであります。ちょうど真ん 中あたりに合併算定替(A)欄というのがあ ります。平成18年度から26年度まで、1 8年度が44億35百万円で、26年度は5 1億8千万円というような形で算定替となっ ております。その隣の欄、新城市(B)欄が ありますが、これが新城市として一本算定を した時の額であります。平成18年度が35 億48百万円、26年度は40億4百万円と いう形になっております。

合併算定替と一本算定の影響額、差がその 右側のところで、平成18年度では8億86 百万円から26年度には11億75百万円と いう形で、この影響額の分だけは一本算定よ りは余分に毎年度もらっているということで あります。

合併算定替の金額が現在、各年度、国から

普通地方交付税として交付されておりますけれども、概ね20%から25%程度、影響が、不足が生じてくるであろうと考えております。

以上が、新城市の合併算定替に伴う今後の 影響の基準となる資料でございます。

また、この地方交付税制度の全体の見直し ということで、現在、合併市町村を中心に、 平成の合併によって市町村区域面積が拡大す るなど、市町村の姿が大きく変容している状 況を鑑みまして、災害時の拠点としての支所 の重要性ですとか、住民自治の拠点としての 支所の役割ですとか、その合併時点では想定 されなかった新たな行政需要が起きておると いうことで、経費がなかなか削減できないと いうこともありまして、交付税制度の見直し に対する意見を、合併算定替終了に伴う財政 対策連絡協議会という協議会を全国組織でた てまして、現在全国の合併市町村308市で 構成しておりますが、県内では7市が加盟し ており、東三河では私どもと豊川、田原も入 って一緒に要望活動をさせていただいており ますけれども、交付税制度そのものの見直し に対する意見を出しまして、本年度の交付税 算定から5年間程度かけまして、先ほど言い ました支所に要する経費を交付税算定の中に も放り込んでいこう、それから、人口密度に よる需要の割り増し、先ほど一例として出し ましたけれども、消防ですとか保健、福祉サ ービスの分野において面積が拡大することに よって経費がかかるものに関しましては、交 付税制度でしつかり見ていただきたいという ことで、これは国の方も本年から5年程度の 期間をかけて少しずつ改善していくという情 報をいただいております。

こうした交付税制度の見直しに関しまして、先ほど言いました合併算定替がなくなる ことによっての影響額は、多少薄まってこよ うかと思いますが、簡単に言いますと、大体 10億円ぐらいは影響が出るであろうと、比率にして20%程度の影響、少し今算定している合併算定替と一本算定の差分が縮まってくるではないかというふうに、期待をしておるところでございます。

以上が、私の方から交付税制度の概要と合 併算定替の説明でございました。

○昇 秀樹委員長 はい、どうもありがとう ございました。ただいまの説明につきまして、 質問、ご意見等あればどなたからでも。

○委員 私、こうした数字を初めて見させていただき、分からなくて素朴な質問で申し訳ありませんが、合併算定替に関しまして旧3市町村がありまして、これが年度ごとに数値が変わってきておりますが、私の素人考えでもう旧市町村がないのに、今の現行の新城市の数字が動くのは分かりますが一本算定の額が、どういうことでこれは算定ができるのか、年度ごとで、教えてください。

○財政課長 例えばですね、今日お配りしましたA3の1枚目に基準財政需要額に関する調の消防費、これ測定単位が人口です。人口を今仮に新城市の人口を5万人としましたら、どこの市町村に住んでいるか、その住んでいる住所地によって分けてそれぞれ算定をしていきますので、元の市町村が存在したと見ながら算定したのが、それぞれ旧市町村の額となります。

○委員 大変な作業ですね。

○財政課長 本来ですと交付税算定は、1団体で1つやればいいわけですが、新城市の場合は4種類やらなければなりません。旧新城市、旧鳳来町と旧作手村の分と、今の新城市と出しています。

○昇 秀樹委員長 これは市町村合併を推進 するために、合併したら得しますよという規 模の利益が働いて、本来であれば少ない経費 で済むはずなのに15年間は合併しない状況 で算定したとして来る交付税を、10年間は 丸々保障して後の最後の5年間はちょっとず つ減らしていきますよという特典になってい ます。

○財政課長 合併の時期によって、市町村の 合併の特例に関する法律の内容が変わってい まして、今の新城市がこの算定替を受ける旧 合併特例法が一番期間の長い時で、今の現行 法令ですと5年・5年の10年で、5年保障 の5年で縮減となっています。

○委員 いい時に合併をしたということです ね。

○財政課長 ですので、16、17、18年度に市町村合併したところがたくさんあるというのは、その理由です。ちょうど10年経過して、合併算定替の逓減期間に早いところだと入ってきますので、全国組織を設けて逓減もそうですけれども、新たな行政需要も起きているのでその行政需要に対応するよう交付税制度を見直してくださいというのを、全国組織で国の方にご意見申し上げている状況です。

○昇 秀樹委員長 15年で合併算定替は消えてしまいます。だけどそれでは困るので、という形で合併市町村が要望活動を行って、 災害時の拠点としての支所の役割とか、住民 自治の拠点としての支所の役割ということで、 新たな基準財政需要額を考えようと。ただし これは、恒久的に考えるのではなく5年間程 度としていますか。

○財政課長 いいえ、支所に関しましては恒 久措置でお願いしています。支所の定義に関 しましては、先ほど5年と申し上げたのは2 6、27、28年度の3年間で支所の経費は 見込むということで、大体人口規模で支所の 人口8千人に対して1カ所で2億4千万円程 度の経費を見ます。

○昇 秀樹委員長 ということは、これハー

ドのことを考えているのですか。

○財政課長 いいえ。ハードではなく実際の 運営費で見ています。

○昇 秀樹委員長 運営費だけれども、3年間でそれくらいを考えているということですけれども、3年で終わるのでなく恒久的に運営経費を見てくれると。

○財政課長 はい。それを一度に見ることが 難しいので、3か年で段階的に増やしていく というのが、26、27、28年度になりま す。

○昇 秀樹委員長 29年度からは恒久的な金額できちんとずっとやっていくということになるのですね。その部分が、先ほどの説明ですと、合併算定替で本来であれば12億円ほど減るのだけれども、新しいそういうのができたことで影響額は12億円が10億円ぐらいになるということで、2億円ぐらいはカバーしてくれると。減るのは、本来であれば12億円ぐらい減になると思ったけど、10億円ぐらい減になるというのが今の見込みということになります。

○財政課長 年度ごとによって算定が変わりますので、直接はその金額を保障する訳ではないのですが、考え方としてはこのようになります。

○委員 単に理屈で考えると、今、行政規模というお話がありましたが、3つある団体が1つになって行政としても経費の削減できるでしょうと。そうすれば、本来の計算方法で計算したこれだけの交付税があれば新城市としてやっていけるでしょうと、いうことですよね。だけど、それを急にやれと言っても無理だから10年間は猶予期間をあげるからその間に市の中で体制を整えてくださいよ、という理屈としてはそういうことですよね。

この10年間の間に、10億円なり12億円の経費削減の効果というのが実際に上がっ

ているのかどうかということだと思うのですよね。それが上がっていないということになると、本来の数字で計算した場合、それだけお金が足らなくなってしまうということになります。その辺、市の中で実際に働いていらして感覚として後でアンケートもあるかと思いますけれども、どうなのか。

それから、平成27年以降、毎年毎年来年の収入を見込んで予算をたてていかれると思いますが、将来の目途がたっているのかその辺をお伺いしたいと思います。

○昇 秀樹委員長 どうでしょう。毎年10 億ないし12億円程度の行革効果は、合併に よって、あったのでしょうか。

○財政課長 直接比べるのはなかなか難しい。 ○人事課長 人件費は頭の記憶ですが、8億 円程度削減しています。

○昇 秀樹委員長 まさに規模の利益ですね。 ○人事課長 職員が約200人減っておりま す。

〇昇 秀樹委員長 人件費で8億円ぐらいと、あとその他もろもろで、だから交付税上でいくと12億円というか10億円ぐらいの本来の査定の効果はあるはずなので、一応検証として人件費で何人減って、課長から8億円とありましたが、あと他のもので、規模の利益でこれぐらい削減されているだろうというような、一応バーチャルでやっても構わないのですけれども、一応そういう検証はしていただいた方がよろしいかと思います。

もし、それが今日あれば報告していただい ても結構ですし、次回でも結構です。

○財政課長 施設ですとその後の統合とかありまして、統合経費なども出てくるため、まだ出ていないところがあります。

○昇 秀樹委員長 出来る範囲で結構ですの で、人件費は分かりやすいと思いますが、人 件費、その他諸々を比べて合併したことに伴 って規模の利益が働いて、どれだけ削減効果があったのか。交付税の算定上は、例えば12億円ぐらいとかあるいは少ない年なら10億円ぐらいになるかと思いますが、実際のところどうだったのかという検証を一度、仮定をたててやっていただいて、次回ご説明をお願いしたいと思います。

○委員 費目がたくさんあるわけですけれど も、交付税が今後減って、今特にここを考え なければならないというところはあるのでし ょうか。

○財政課長 段階的に交付税額が減りますので、先ほど言いました階段状のものだと交付税の額として5年後に10億円ですので、毎年1億から2億円減っていきますので、それに合わせて予算規模を縮小するということで、何をやめるかというところまでは、できてないです。

その状況に合わせながらやっていくことに なりますが、財政サイドとして交付税を減ら さない工夫といってはおかしいのですけれど も、特に今日お出ししました基準財政需要額 に関する調の下段に公債費があります。これ は、建設事業等でお金をお借りしたときにい わゆる地方債を発行した借金ですけれども、 返済する時に交付税で見てくれる部分がある ものですから、今3市町村で合併する前から 借金をしていたお金で、交付税措置がされな いものに関しましては、返し終わったらその ままで、新たに新市として借金をしなければ ならないときには、この交付税措置がある起 債を多く借りると言いますか、そちらを借り るということで結果的に毎年の返済額に対し まして交付税措置があるものですから、そう した有利な地方債の方に変えていく、要は地 方債の残高はある程度あるのですけれども、 その地方債の種類を変えることで市の財政の 体質改善をするようなことは財政的にはやっ

ています。

例えば、一例を申し上げますと公債費の欄 の下から7つ目のところに過疎対策事業債償 還費というのがありますが、これは過疎地域 に指定されております新城市の中でも旧鳳来 町と旧作手村部分の事業に関しては、こうし たものを優先的に充てていくことによって、 交付税措置として、当該年度千円お金を返済 すると交付税で7百円戻ってくるというよう な有利なもので、それから少し下のところ、 下から3つ目の合併特例債償還費、大きな額 が入っておりますが、これも同じように7 0%、千円償還すれば700円戻ってくるよ うな措置になりますので、これは新城市全域 で使えますので、こうした有利な地方債を新 しい建設事業では充てていくようにして、財 政運営上の手法として、そうしたものを講じ ています。

○企画部長 平成21年度に財政健全化をやったということで、その報告を「ザイセイの話」という冊子を毎年、市民の方各戸に配らせていただいておりますが、平成21年度の財政の健全化に向けた取組で、先ほど職員等の減員、要は退職不補充みたいな形で、この時は6億5千万円ほどでしたが、トータルしますと11億7千万円ほどの効果は出しております、というような報告を市民の方にさせていただいております。これよりも現在は小学校の統合ですとか、施設の地元移管等やっておりますので、そうした部分では若干総額的には増えるのかなと思いますが、21年度の時点では11億7千万円の効果がありましたということです。

○昇 秀樹委員長 それの最新版とか平成2 5年度とか、可能であれば26年度とかをベースに示していただきたい。理想論を言えば、理想論を言うと今は5年、5年ですね。ですが新城は合併推進の時でしたから10年、5 年ですね。そうすると、10年のうちの5年部分は一番理想論を言うと、その分を基金に積むことができなかったのか、ということですね。今は5年、5年ですから、最低でも交付税上の10億ないし12億円は最低でもやっておかなければいけないし、本来はそれを多少なりとも上回っていないと、少なくとも交付税の計算上は、ちょっとおかしいですねということになります。

だけど、今の話ですと11.7億円ぐらいが既に平成21年度のベースであるようですから、おそらく平成25年度、26年度には12億円は上回っていると推測します。

○企画部長 削減したものが全て先ほど言われたように基金に積めるわけではないですので、削減したことによって、例えば新しい事業として中学生まで医療費を無料化にするだとか、こども園を造るとか、後ほど出てくる地域自治区予算に充てるなど新たなものにも使っています。

○昇 秀樹委員長 確かにそれもわかりますけれども、交付税上はどのようになっているかというと、10年間とってありますよね、今は5年間。それで、5年間で落としますよね、そうすると、ここのベースで通常の収入・支出ができるようにしないといけないよという話に交付税上はなっています。

だから、交付税上はこの平常ベースになっている形のあれが出ていないといけない。10年、5年ですけれども、今は5年、5年ですから、後ろの5年分ぐらい本来は余裕財源として積み立てることも交付税上はできないわけでもないということで、別に絶対にそうしなければいけないということを言っているわけではなくて、一応国の枠組みとしてはそのように考えているということです。

それでは、他に質問等なければ、時間の関係もありますので、次の地域自治区制度につ

いて説明の方をお願いいたします。

○市民自治推進課長 はい。市民自治推進課 の三浦でございます。着座して説明をさせて いただきます。失礼します。

お手元に、A4の両面刷りの資料で説明を させていただきます。よろしくお願い申し上 げます。

早速、ご質問をいただきました点は、昨年度からこの新城市では地域自治区の活動が始められた。それから地域自治区はどのような活動を行い、どのような効果が生まれているのか、そしてそれがどうなのか。今後の地域自治区では、行政の受け皿となりうるのか。行政改革の一助を得られるのか、というご質問をいただきましたので、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、資料の1番でございますが、ご質問の前に新城市地域自治区制度の概要と言いますか、この検討の経過からご説明をさせていただきたいと思います。本制度につきましては、この資料のとおり平成22年度から24年度までの3か年、足掛け3年をかけましてこの制度の説明をしております。

まず、22年度でございますが、この表を 見ていただきますと、市民団体を集結した受け皿団体に権限移譲する制度を当初、案として提案したところ、既存の地縁組織等々から非常にこの地域を混乱させる制度ということで誤解を与えてしまい、非常に反発をいただきまして、市民意見を基に既存の仕組みをいかした制度設計への修正を22年度は検討をしております。そして、翌23年度でございますが、この既存の仕組みを生かしてこの協働を強化した制度案、修正案と言っておりましたが、これを提案させていただきました。その結果、高齢化地域への配慮や市民協働を推進する市役所改革を含んだ現行案でございますが、修正案が地域の理解を徐々に得たと いう結果になっております。翌24年度でございますが、この地域の協力、特に行政区長様等の準備会でございますが、そういった皆様のご協力を得まして、この委員構成等の制度の詳細をこの24年度に決めて、そしてそれに基づきまして地縁組織からの推薦委員により、地域自治区制度の運営詳細をこの年に検討させていただき、ご理解を得ております。この制度に基づいて、議会にこの制度案の議決をいただきまして、この自治区制度の条例が成立しております。

この本市の地域自治区制度は今申し上げましたように、平成24年12月議会におきまして全会一致で議決され、第1次新城市総合計画の基本戦略第1の柱でございます「市民自治社会創造」を進めるために昨年度、平成25年度よりこの地域自治区制度を施行しております。

地方自治法に基づく一般制度としまして 全国で17番目でございます。そして東海地 方では豊田市、恵那市に次いで3番目の施行 となっております。市内に10の地域自治区 を設けまして、そして自治振興事務所に所長、 それから地域専属職員を配置いたしまして、 それから職員の志願による地域活動支援員と いうのも人的支援として別に配置しまして、 この地域自治区活動をサポートしている状況 でございます。

続きましてこの2の地域自治区の活動についてご報告をさせていただきたいと思います。4点ほどあげてございます。まず1番目が地域活動交付金、2番目が地域自治区予算、それから市長からの諮問に対する答申、それから自治区内に関する事項について市長に意見を述べる、この4点でございますが、まず1番目の地域活動交付金でございますが、地域自治区内における地域の課題等の解決に向けて住民が自発的に取り組む活動を支援する

ための交付金でございます。市全体で約3千 万円を審査していただくというものでござい ます。

2番目の地域自治区予算でございますが、これにつきましては市予算の使い道を、地域自治区住民、地域協議会の皆様が考えていただき、そして全国で初めて市民提案型予算と呼ばれておりますが、地域自治区予算が市全体で約7千万円、これを審議していただき市長に建議していただいております。従いまして、平成25年度この建議をいただき、26年度現在、建議されたものを執行中でございます。

そして、4番目は今申し上げましたように、 様々な地域自治区内に関する事項について、 それぞれ市長に意見を述べるというものでご ざいます。

時間が押しておりますので、大変恐縮でご ざいますが裏面に移りたいと思います。では、 これに基づき発生した効果でございます。ま ず、どういった効果があるのかということで、 地域課題を自ら考え、予算編成に地域要望を 反映させる仕組みを制度として保障している ということで、アからウまでの3点あげさせ ていただいております。地域側の政策立案へ の関与の高まり、それからイとしまして地域 に対する市の説明責任の明確化、それからウ としまして住民の地域間の相互理解と地域課 題の実現性の向上ということで、この3点を あげさせていただいておりますが、この3点 については少し補足して説明をさせていただ きますと、まずはアでございます地域側の政 策立案への関与の高まりということでござい ますが、従来、地域要望というものは、私ど も新城市の場合は行政区長等が市役所所管課 に提出をされ、それを受けた所管課、事業課 等が当該部・課内で要望に対する予算付け等 を検討するという通常の状況でございました。 行政区側では、この市事業課への地域要望の 提出という行政依存の手法以外に当然道はな かったわけでございまして、市側においても 歴年にわたりまして、膨大な地域要望といっ たものに関しまして、所管予算の範囲内で優 先順位をつけると言いますか、取捨選択をせ ざるを得なかったという状況でございまして、 そして、この要望の採択、不採択について地 域への説明責任も実際のところ膨大な量でご ざいましたので、地域から言わせると十分に 果たすことができなかったということがござ いました。こうした状況について、住民自治 を進める地域自治区制度の施行後には、従来 の行政要望に加えまして、この地域課題を地 域自らが考えていただいて予算編成に地域住 民からの要望を、先ほど申し上げました地域 自治区予算等、反映させる仕組みが保障され たと、こうしたことによりまして、市長から の諮問・答申など地域側の行政立案への当然 関与というものが高まるということになった わけでございます。

それから、イの地域に対する市の説明責任 の明確化でございますが、こうしたことから 本市の制度に地域協議会という協議会がござ いますが、意見を緩和し必要を認めるときに は適切な措置を講じなければならないことな ど、市の地域に対する十分な説明責任もこの 制度の中で明確化されていることになってお ります。

それから、最後のウでございますが、相互 理解と地域課題の実現性の向上につきまして は、地域自治区の区域は行政区、新城市は行 政区単位で以前やっておりましたが、それよ りも広域な概ね中学校区程度の範囲となって おります。従いましてこの小規模な行政区単 位ではなかなか実現が難しかった地域課題も、 周辺の行政区を含めた広域で協議できるとい うことになりましたので、住民の地域間の相 互理解が非常に深まってきた、それとともに 様々な地域課題の実現性もこの制度によって 自ずと高まることとなることとなっておりま す。予算建議の内容を見ましても、地域自治 区単位で一定規模の割当予算が確保できたこ とによりまして、従来の行政要望で多かった 土木事業等々の要望よりも、安全あるいは安 心、防災それから地域福祉、交通安全対策な ど広範な分野での地域づくりに関することが 非常に多くなっております。住民が総合的に まちづくりに取り組める仕組み作りが、現在 進んでおります。

それから、次の(2)職員の意識変革でご ざいます。こういった効果もあるということ で分析をしておりますが、まず制度導入後1 年半を経過しまして、住民側の制度理解も少 しずつ進んできております。そして、地域相 談窓口として自治振興事務所の存在が、まだ まだとおっしゃる方もおみえになりますが、 定着化してきておると見ております。これに ついては、現在、先ほど少し申し上げました が、10の自治振興事務所がございまして、 その事務所には約ではございますが、200 件程度毎月住民相談が寄せられております。 制度導入後、1年半を経て住民側の制度理解 も進んでまいりまして、地域からの相談窓口 として、自治振興事務所の存在も先ほど申し 上げましたが、定着化してきておると見てお ります。自治振興事務所では、受付けた地域 要望を庁内LANにより一元化しまして、そ して事業所管課における処理状況の庁内の情 報共有化も図っております。そして、地域に 対して要望事項の進捗を適宜、速やかにと言 いますか報告するなど地域側からの一方通行 ではなくて、行政側の説明責任も明らかにし ております。そして、地域要望の予算付けに つきましても、事業課本体予算とするのか、 あるいは地域自治区予算、市民提案型予算と

するのか市と地域との調整を自治振興事務所 が行うことで、全市域的に要望の出ているも のについては、地域自治区予算で出ていても あるいは本体予算で措置をするなど、地域の 意向に沿った自治区予算の有効的な編成が可 能となっております。

次に資料の矢印の下でございますが、この ことによって、自治振興事務所の職員のみな らず市職員全体が様々な局面で地域と向き合 う機会が増えておりまして、職員意識も着実 に変化してきております。そして、地域活動 支援員、現在100名を超える職員が手挙げ 式と申しますか、有志でございますが、職員 が手を挙げている状況でございます。これに ついては、本制度では市の重要施策で地域自 治区に関わるものを決定・変更する場合には、 あらかじめ地域協議会の意見を聞かなければ ならないこと、ということになっておりまし て、こうした地域と行政の実質的な対話がこ の制度によって始まってきております。地域 政策立案に係る自治振興事務所のみならず、 市職員全体におきましても様々な局面におき まして、地域と向き合う機会、これが非常に 増えておりまして、意識も着実に少しずつで はございますが、変化をしてきておると思っ ております。そして、職員は、この制度によ って地域のために働く地域の専従者としての 立場でも働くことが求められてきております ので、こういった従来の市管理職、私どもこ の制度の前に地域担当制度というものをやっ ておりましたが、今度、この地域自治区制度 施行に伴いまして、今申し上げました職員の 手挙げによる地域活動支援員に衣替えしまし て、新たな制度としてスタートしておるとい うことでございます。

この制度でございますが、市の職員が当然 ではございますが、愛郷心をもって地域課題 解決や活性化につながる活動の支援をすると いったことのために、志願者が庁内認定資格 を得まして、現在100名を超える職員が地 域活動の支援、これを行っている状況でござ います。

そして、この資料の方ですが、最後の行でございますが、地域を支える人的支援としまして、職員人材育成方針に掲げる「市民価値を高めることのできる」職員集団を作り上げているということでございますが、市職員が本業務とは別に市民として地域活動を行って、市政とのパイプ役、こうしたものになることを制度として裏支えするというものでございます。そして地域自治区制度の資金的支援、これも重要でございますが、一方で地域を支える人的支援も非常に重要でございまして、本市の職員人材育成方針に掲げます「市民価値の高めることのできる」職員として集団を現在作り上げている状況でございます。

それから、資料の(3)でございます。ご 質問の一番大きなメインの質問でございます が、行政の受け皿となりうるのか、というこ とでございます。行政改革の一助を得られる のか、というご質問でございますが、これに つきましては、資料に端折って書いてござい ますが、住民ニーズや地域ニーズの多様化に 伴い、地域に合った地域の主体的な取組によ る住民自治や協働を進める必要性が今後ます ます高まってくる、ということから「住民自 らが創り上げる安心して元気に住み続けられ る地域づくり」という地域自治区制度の意義 が求められてくる、というものでございます。 新城市の地域自治区制度の特徴としましては 2点あげてございまして、先ほど申し上げま したが、既存の行政区など地域自治組織をい かす仕組みでございます。この制度によって、 何かを変えたりやめたりというものではなく て、既存の仕組みをいかす仕組みということ でございます。

そして、2点目でございますが、地域活動をこういった制度ができることによって、今、申し上げましたように、行政あるいは公的なものを肩代わりさせるものではなくて、地域活動などの行動を支援する仕組みであるということでございます。

この資料ですと、短く端折って説明させていただいておりますので、少しこの部分について時間が押しておりますが、お時間をいただきまして説明をさせていただきたいと思います。

まず、平成16年の地方自治法の改正によ りまして、住民自治の強化や行政との協働等 を目的として、地域自治区制度が創設された というものでございますが、通常、地域自治 区には地域圏の取りまとめや協働の要となり ます地域協議会が設置されます。これについ ては、本市も設置をしているものでございま すが、一方でまちづくり協議会など地域共同 体が、通常合わせて創設されるケースが多い です。そして、地域自治区ではこの2つが有 機的に連携しております。そして、地域協議 会が住民による地域の公共サービスを担う実 行組織として、そして地域共同体、まちづく り協議会などが行政とのパイプ役としてそれ ぞれの役割を果たすということで、有効な住 民自治や協働活動が可能となる。そしてそれ によって両者の構成メンバーに重複するケー スが多いわけですが、そうしたことにより連 携の強化が図られるのが地域自治区制度の一 般的なものであると思われております。

しかしながら、新城市の地域自治区制度に つきましては、特徴がございます。先ほど申 し上げましたが、地域共同体を設置せずに既 存の行政区などの組織をいかす仕組みとした ことでございます。そもそも行政区などの既 存の組織は、こうした地域共同体の要素を含 んでおりましたので、それをいかす仕組みと したことでございます。なお、新城市の行政 区長は、市長から任命された非常勤特別職で ございまして、また、自治会の長としての役 割を併せ持った独特な仕組みとなってござい ます。この仕組みは、旧新城市の、作手村に もございましたが、半世紀以上営まれてきた 制度でございます。こうした経緯から、従来 の仕組みや考え方に十分配慮して、既存組織 を活用する制度としたものでございます。既 存の仕組みを変えることにつきましては、既 存の仕組みの否定、当初案、冒頭に申しあげ ました原案につきましては、否定ととらえら れることが非常に多く、地域に無用な混乱、 あるいは対立を招く恐れがあると思っており ます。

既存の仕組みは必要があって、過去の経緯の元に出来上がったものでございまして、そうした経緯を無視するということにつきましては、地域が一丸となって活動を必要とするまちづくりを阻害する要因になってしまうということも考えられます。現実に、当初案、先ほど申し上げましたが地域共同体制度の中に取り入れたものでございましたが、非常に大きな反発を招いて理解を得られなかった、というような私どもとしては手痛い経験もございます。

それから、もう1つの特徴としましては、本市の地域自治区制度は地域活動などの行動を支援する仕組みでございまして、地域活動を肩代わりさせるものではない、ということが先ほど少し端折って申し上げましたが前提となっております。このため、地域自治区制度の継続には、当然必須の条件としましては、活発な地域活動が必要となってまいります。

以上のことから、受け皿というご質問がご ざいますが、行政の受け皿となりうるかとい う点においては、地域が納得する意思決定と 言いますか、地域協議会に持っていくのが理 想と考えております。

しかし、現時点において、昨年度先ほど申し上げました25年度施行ということでございますので、まだまだ成熟という点ではその域に達してございませんが、それに向かって一つずつ進んでおるところでございます。

今後、着実にこの制度を住民理解の元に実施をしていけば、地域が納得する仕組みとなりうるというふうに今は考えてございます。

それから、資料の方でございますが、この 四角囲みの下の所でございます、この特徴を いかすために、職員が地域と向き合って、こ れまで以上に汗をかくということで、地域自 治区制度の住民理解が進み、地域が納得する 仕組みとなる、と記載させていただいており ます。これについては、今後、住民ニーズ、 地域ニーズがますます多様化してくるという ことは、間違いない状況でございます。こう した状況の中で、地域の主体的な取組により、 住民自治や協働を進めることができれば、結 果として住民自らが創り上げる安心して元気 に住み続けられる地域づくりにつながること となると、考えております。そのためには、 市をあげまして地域の自治意識の向上に向け て、より一層深めていかなければならないと、 考えてございます。

それから、また、地域の自治意識の高まりに伴いまして、それに対する行政職員の機敏なレスポンス、こうしたことも求められてくると考えております。地域協議会からの意見、具申、それから政策提案、こうしたものにつきまして、市の行政運営に大きな影響を及ぼす内容が今後出てくることも十分に予想されるところでございます。こうした地域意見、こうしたものを市側で十分吟味して、地域とのキャッチボール、こうしたことを行いながらより洗練された地域提案政策として、練り上げていくということができれば、名実とも

に私どもの制度、住民主役のまちづくりが実 現すると考えております。

それから、最後でございますが、この最後の2行でございます、この制度の最も重要な点でございまして、この地域自治区制度、本制度はお金だとか人的支援ということを申し上げましたが、地域住民の意識向上、それと共に私ども職員の意識、それから行動原理を変革させていく、こうした制度でもあると考えております。市全体の行政改革、これについての大きなファクターということができると思っております。

以上、地域自治区制度につきましては、住民の意識向上、それから今申し上げました市職員の行動原理の大きな変革のきっかけとなる、こうしたことで職員の意識改革の方を考えております。

発生した効果、それから行政の受け皿となりうるのか、行政改革の一助を得られるのか、ということにつきまして、大変恐縮でございますが、端折って申し上げましたが、説明の方以上で終わらせていただきます。

○昇 秀樹委員長 はい、ありがとうございました。今の説明について質問、意見どなたからでも。

○委員 丁寧なご説明をいただきましたが、 十分に理解をしていないというのもあると思いますが、制度の理解をしているかどうかということもあるかと思いますが、行政改革という点からいくと、国があって県があって市があって、その市の中に各地域、地域があると。その各地域、地域の中の直接的な要望であるとか需要であるとか、そういうものをこの制度によって各地域から出してもらうと。だけども、各地域から出してもらうと。だけども、各地域から出てきたものすべてについて、市の方として要望を満たしていく事はできません。予算にも限度がありますから、すべては実施できませんよと。そうしたとこ ろで、市の方への要望を市の側でも理解する、 それに対してできるできない回答をする、できないことについてはなぜできないかを回答すると。そうすることによって、地域の要望と市の回答をすり合わせていくと。それを繰り返すことによって地域に対する意識も変わってくるのではないかと、行政改革の点からいくと、そういうことではないかと思います。限りあるもの中で、市としてできることとできないことがあるのですよと。地域の直接的な要望は何がしてほしいのかということを出してくださいと、いうことではないかと思います、行政改革の観点から見ると。

そうすると、これも不勉強で申し訳ないですけれども、今の制度が地域の要望を出していく制度としてどのようになっているかということが、全体像としてよくわからないのです。

まず、地域自治区というのが各校区を中心 としてあると。そこに、専属の職員の方がい て、相談の窓口もある。なおかつ、区長さん が委員となっているのでしょうか。

○市民自治推進課長 区長が中心ではございますが、全てではありません。地域によって異なります。

○委員 区長でない委員の方もいるということで、その委員の方は委員会なり何なりでその地区について全体として何かやる場合に委員の方が活動して、それ以外に常設的な地域の相談窓口みたいのがあって、そこに地域の人が直接要望を出せば、それはそこで対応してくれる、という形でしょうか。

○市民自治推進課長 はい、それでもいいということでございます。今まで当然行政区単位で、先ほど申し上げましたように、事業課単位で処理しておりました。従いまして、例えば区長さんは何々課に要望を出してもらい、それが終わると行政縦割りになっております

のでご案内のとおり、次の課の何々課に行っていただき、こうしたことをしてほしいと、そうすると俗にはしごと言われていますが、 土木要望、農林要望、福祉の要望ですとかいるいろなことをされています。そういったことを例えば事務所の方へ言って来ていただければ事務所が一元的にそれを受けて、各課へその要望の取り次ぎを行い、調整を行うということでございます。そうしたこともできます。

○委員 その中で、地域活動支援員という市 の職員の方は、どういうところで活動してい ただけるのか。

○市民自治推進課長 まず、専従の職員が地 域自治区ごとに1人おりまして、当然1人で ございますので、地域活動が活発化してきま すと1人の職員で対応していくのですが、や はり不十分な点もありまして、資金的な支援 のほかに人的支援となりますともう少し厚み を持たせるということで、専従の職員だけで なく、他の職員は本業をもっておる職員です。 本業を持った職員の中で、強制的ではなく手 上げ式、意思のある職員に手を上げていただ き、自分が持っている時間、業務が終わって からですとか、そういった時間に、行けると きにこういった地域課題があるよということ を専従の職員に申し出た場合、専従職員は自 らそこを解決する場合もございますが、一方 で不測の時には地域活動支援員に指令をする といいますか、連絡を取ってその地域の課題 を解決しようとする地域に赴いていただく、 そういった人的支援であります。

○委員 私、広報などをあまり見てなくて申 し訳ないのですが、この辺がこういう制度で、 何か要望があればこういう窓口でも受け付け ていますよと、そういうことが市民に周知さ れているのか、広報されているのかという気 がするのですが。 ○市民自治推進課長 随時、地域協議会だよりというのを担当者が出しておりまして、そういった活動の報告を地域の方々に地域新聞ではないですが、そういった広報とは別に出しておりますし、この制度ができたときに特集号としてもなかなか見ていただけないかもしれませんが各戸に配布したり、その都度広報でも適宜連絡させていただいたりしております。

○昇 秀樹委員長 自治振興事務所というのは、具体的にはどこにあるのですか。場所は。 ○市民自治推進課長 10の事務所があるわけですが、実際には旧市町村単位で事務所をまとめております。従いまして、旧新城市では、5つの自治振興事務所がございますが、市役所の西庁舎の中に5つ事務所がありまして、5人の職員と所長がおりまして、所長は5つの事務所を兼務しておりますので、1人の職員となり、そこに詰めております。

○昇 秀樹委員長 あと5つの自治振興事務 所がありますが、旧役場は2つしかありませ んが、それ以外にも例えば何かあるのですか。 それとも、旧役場にあるのですか。

○市民自治推進課長 鳳来の方には4つ、総合支所の中に4事務所が詰めておりまして所長が1人おります。作手総合支所には1つの事務所と所長が入っております。

○昇 秀樹委員長 自治振興事務所は10あっても事務所が10カ所あるわけではなくて、 一つの役場にセットでたくさん人がおられる と。

○市民自治推進課長 事務所はそこに存在しておりますが、例えば地域協議会を開く、地域での会議を開く場合には10の会場で行うこととしております。

○昇 秀樹委員長 旧の役場から出かけて行ってそこで開くということですね。

○市民自治推進課長 はい。

○委員 要望としてもう少し具体的な制度と してわかりやすくした方がいいかなという点 と、行政改革の点からいうと先ほど申し上げ たような観点でいいのでしょうか。

〇昇 秀樹委員長 そうですね。他には、は い。

○委員 発言すべきかどうかわかりませんが、 今課長さんの説明の中にたびたびありました 行政区長というのがありましたが、私は、一 行政区長でありまして、たまたま今お話にあ ります新城に5つある地域協議会の1つの新 城、中部と言えば分りやすいかもしれません が新城地域協議会の会長をしております。後 は八名や千郷、東郷などがあって鳳来に4つ、 作手に1つあるわけですが、その10ある地 域協議会の1つの会長でございますけれども、 今の課長さんの説明で、大体、私は内部でや っておりますので理解はできます。ただ、感 想を申し上げさせていただきたいのですが、 いわゆる住民の要望というものが、全て自治 振興事務所へ上がるというわけでもないなと いうのが私の感想です。といいますのは、こ の冒頭にもありますけれども、予算が地域活 動交付金が3千万円、それから下の地域自治 区予算が7千万円でお分かりだと思いますが、 言葉は悪いかもしれませんが、高々1億円な のです。市民全体の要望というものが、年間 1億円でカバーできるかというと、お考えに なればわかると思いますが、ちょっと無理で す。当然、いわゆる本体予算といいますか、 そちらの方がはるかに大きいです。

ただこの制度の一番いいところは、例えば 本体予算を付けるとするならば、昨年度建議 をして本年度実施している予算として、この 新城小学校で井戸を掘る予算を私どもで立て ました。この件をどのように考えればいいか といいますと、小学校にはビオトープがあり ますが、そちらに循環水がないのです。真水 でないとダメなものですから、井戸を掘ると。 井戸を掘って子どもたちの学習の環境の場を 作っていく、情操教育に役立てるということ で、学校が教育委員会に要望をします。そう しますと教育委員会はおそらくはそういった 要望に対して、小学校は新城市にいくつもあ るものですから、ある特定の小学校だけとい うわけにはいきません。それが冷暖房やそう いったもの、非常に健康に関わるものであっ たら本体予算をつぎ込むこともあるかと思い ますが、このような情操教育、言ってみれば 大事なことだけれども、給食とかそういった 問題とは違うところがあります。それには普 通、予算はつけられないと思います。

それに対して、10あるそれぞれの地域協議会はそれぞれの要望について、優先順位をつけるわけです。その中で、与えられた予算の中で、我々の協議会ではこれを予算化するために建議しようということで、動いてきました。その意味では、地域、地域がそれぞれ非常に特徴のある新城市ですから、町場と山間部と。

そうすると、鳥獣、イノシシとかシカ、サルとかそういった鳥獣の害に苦しめられている地域では、小学校の井戸を掘るよりもまた別の選択肢としてそういう環境をやっていこうと、選ぶことができるのです。そういった意味で地域住民の要望が生きていく、そういうことが一つの大きな役割でないかと思います。

ただ一つ先ほどの説明の中にもありましたけれども、私がやっていて一番感じたことは土木要望というのがありますが、土木というのはご承知のように、今回の台風でもあったわけですけれども、非常に危険と察知されている所、何とか直してほしいという所は、本体予算でないと何ともならないのです。何千万、億を超えるような大きな事業になろう

かと思います。ですから、そういうことまで やりうるようなことではない。そこら辺のと ころが、それまでやっちゃいますといったい、 行政がプロですから、それと住民とどちらが どういう役割分担か分からなくなりますから、 その辺のところの違いがあるのだろうなと感 じでおります。以上です。

○昇 秀樹委員長 はい、どうぞ。

○委員 おっしゃるとおり、予算的に十分ないというのは私も感じているのですが、これは制度としてまだ十分に定着していないから、様子見でこれだけ付けてあるということではなくて、これが十分に機能して住民のまさに地域の要望がそこにあるのだということであれば、十分に機能するということであれば、お金の使い方としても違ってくるのではないのですか、制度として。そこをはっきりしていかないと。

○昇 秀樹委員長 増やしていくのか、それ とも今のまま大体横ばいでいくのか、見込み としてはどちらでしょうか。

○企画部理事 この制度は副委員長おっしゃ られたとおり、全市的な計画の中でそれぞれ の費目に従って予算執行していくというもの につきましては、市として従来どおりしっか りと計画的に実施していく中で、この地域自 治区制度といいますものは、地域に密着して おります切実な課題でありますとか、今まで 各土木要望なりで地域要望されていたにもか かわらず、そうしたものが全市的な優先順位 の中でなかなかそれが実現が難しかったもの ですとか、先ほどの小学校の井戸というよう に地域個性が強い課題ですとか、様々なそれ ぞれの先ほど課長の方からも話がございまし たが、地域が自ら考えてそうした地域課題を 解決していくという地域協議会がこの地域自 治区制度にございまして、その中で限られた 財源ではございますが、自治区予算として7

千万円、それから地域活動交付金というそれ ぞれの地域におけます自治区内の市民活動を 促進していくというものが3千万円の計1億 円という財源の中で、この地域の自主的な活 動を促進していくというような考え方で進め ておるものでございまして、これにつきまし て何が必要となってくるかと申しますと、そ の財源的な支援とともに先ほど申し上げまし たような市と地域の住民の方々とのキャッチ ボール、レスポンスそして我々職員の行動原 理の変革、そうした人的な支援、こうしたも ので地域、市民自治社会の創造というものが 総合計画の基本戦略の第1にも掲げておりま すものでありますので、そうしたものをこの 新城市として促進していくという観点でござ いますので、この財源的な措置としては全体 で1億円というものにつきまして堅持をしつ つ、この制度を定着していくように取り組ん でいきたいと考えております。

○昇 秀樹委員長 民主主義の限界なのでしょうね。要するに民主主義とは、主権者は住民ですから、住民が選んだ市長さんと市議会が決定することは何も問題ないのですけれども、こういう地区で疑似的な地域協議会的なものについては民主的正当性が市長さん市議会よりはかなり落ちる、別に1億円が絶対上限ということではないですけれども、予算の大枠、メインは市長さん市議会、この選挙で選ばれた人たちが決めて、サブでこういう部分的なところでやることはできるけれども、ここの主従関係はひっくり返すことは多分できない。民主主義の正当性の限界だとお思います。

○委員 お金の問題で、やってもらえる、やってもらえないということもあると思いますけれども、市の中で各地域の要望がこういうものがあるということの窓口ができ、市としても把握ができる。それに対して、市の方と

して予算もあるわけですから、できませんよ と、こういう理由でできませんよという回答 を要望する側との間の説明責任ではないです けれども、説明をする。それで、市の方とし てできないのであれば、地域としてはどうし ていくのかと考える。まさにこうしたやり取 りをしていくことによって、自治意識の向上 というのですか、自分の住んでいる地域をど うしていこうということが生まれてくるので はないかと思います。その大きな土木工事だ とかをこれでやろうというのは、当然計画的 にやっていくことですから無理ですけれども、 道路に穴が開いているとか、水が出ていると ころがあるといった小さな問題について、や はり要望を受けてその対応ができるのか、で きないのかをやっていくということをあまり 私は意識していなかったので、今日話を聞い ていていい制度だと感じています。

○昇 秀樹委員長 今言われたことはすごく 大事なことだと思います。お願いします。

○委員 今、委員おっしゃたこの地域協議会 ができた時も私説明を受けたし、それからそ うしたつもりでやっておりますけれども、住 民の要望というものは必ずしも自治振興事務 所を通してということではありません。従来 どおり、例えば先日もあったのですけれども、 桜淵のところの道路が陥没したと。そうしま すとそれは、もちろん自治振興事務所に申し 込んでもいいわけですけれども、土木課も従 来どおり窓口を持っております。ですから、 雨が降る日でしたけれども土木課にお願いを しました。そうしましたら、雨の中、職員は 穴が開いておりましたから柵を雨が降る中、 していただきました。そうしましたら、あく る日の朝職員から電話がかかってきまして 「とりあえず柵をやって、今日作業員を出し て埋めます。中に土管があって、その土管が 割れて穴ができてしまいました」という形で、 住民要望というのは必ずしも自治振興事務所へ行けば、ある意味でこの問題は病院の総合受付みたいなもので、内科へいった方がいいでしょう、耳鼻科へいった方がいいでしょうということと、一つは耳鼻科へ内科へと同じように土木とかその課へ自治振興事務所の担当職員が連絡をつけてくれて、カバーをしてくれるそういう一面と、現実に窓口に行けばこれ区長からになりますけれども、対応は可能であるということであります。

それから、もう一つ私の体験からやっぱり これ平成25年度、去年初めてできた制度な ものですから、手探りなのです。私たちが思 ったのは使い方がわからないというのが実態 ではあったと思うのです。これだけ予算の枠 があるけどどうしようと、この中に、説明に もありました二つあります。地域の中で地域 活動、例えばボランティア活動とか、芸能と いうか文化活動のためにお金を使いたいとい う地域の活動に対するお金が3千万円と、そ れからそうではなくて、地域の一つのこうし たものがあった方がいいなと、これはソフ ト・ハードも限らずあったらいいなというの が、自治区予算であると思うのですが、そう いうふうにしてありますが、私の感想として はちょっと少なすぎるとか、そういった感想 はありません。今我々の自分たちの身の丈に 合った地域をこうしたい、ああしたいという ときにその住民がある程度こうしてほしいと いうことで、市長に建議するわけですから、 市長さんはいいよということで、やってくれ るわけですが、ダメだというならばそれはま たその地域協議会というのは、一つの大きな ある意味では権威ですので、説明でどういう 理由でだめだよということは多分市長に説明 責任があろうかと思いますが、そのように私 は理解しておりますが、この制度について。 あくまで市長が最後には採決してくださると

思います。

○委員 今の委員のお話を聞いていると、本当にそうだと私思いますし、市民としていい制度だと感じるのですけれども、委員のような区長さんがたくさんいらっしゃるのですけれども、そのように理解されて地区の方たちにきちんと説明ができているのかとか、私先ほど他の委員の方も言われましたが、私自治振興事務所も知らず、いろいろなことを知らないことがいっぱいの市民が大勢みえるなと思ったので、ご存知かどうかわかりませんが。○委員 区長さんがやることによって、区長さんは変わられていくので、周知はされていくと思う。

○委員 周知は難しいのでは。

○委員 難しいとは思いますが、こうした制度があるということが、次に区長さんをやられる方もわかっているし、区長をやられた方はわかっているので、広がっていきます。行政サービスの一環ですので、少しでも住民の声を聞こうねということでは、すごく拾いやすい、言いやすい制度だと思います。

○委員 ちなみにですが、今の地域協議会の 構成ですが、いろいろとそれぞれの地域協議 会のルールみたいな規則が決めてありまして、 これも地域独自ですが、私のところは9つの 行政区があります。9つの行政区で最大3人、 ですので3かける9の27人でもって構成数 と。厳密には、私の区は大きな区ですから区 長とそれから2人を委員として出しています。 小さなところではなかなか3人そろわないと いうこともあるものですから区長さんともう 1人ということで、現実的には今23人で協 議会をやっています。他の協議会では40人 近いところ、30人を超えているところもあ ります。それぞれその中で2年任期と、これ も地域協議会によって違いますが、そうやっ て回しているのが現状です。

〇昇 秀樹委員長 これ、市民提案型予算「地域自治区予算」や「地域活動交付金」は、そもそも誰が、具体的にはどんな方が提案しているのか。それとも自治振興事務所の担当者が提案しているのか。

○市民自治推進課長 まず地域活動交付金については、地域の活動団体、いろいろな団体 NPOや行政区なども含めてですが、そういった方々が地域課題解決のために活動をしようと思った時に、それに出す支援する補助金といいますか、交付金であります。

○昇 秀樹委員長 それを地域協議会が審査 すると。

○市民自治推進課長 はい。

○昇 秀樹委員長 それではこちらの地域自 治区予算はだれが提案していくのですか。

○市民自治推進課長 地域の地域協議会が市 長に建議するわけでありますが、これは市の 予算、要するに今まで市の予算は当然行政が 立案し、議会の承認をいただいております。

○昇 秀樹委員長 公務員が地域自治区予算 を提案するわけ。

○市民自治推進課長 予算は地域の方が、地域協議会が提案します。

○昇 秀樹委員長 地域協議会が審議し、と 書いてありますが。市民提案型予算「地域自 治区予算」を審議し、市長に建議するとあり ますが。

○市民自治推進課長 予算は地域協議会で審 議していただいております。

○昇 秀樹委員長 審議するということは、 提案者が別に誰かいるわけですね。

○企画部長 地域協議会の方があれしたい、これしたいと提案していただきます。

○昇 秀樹委員長 地域協議会がそもそも予 算を作るのですか。

○企画部長 はい。予算提案権は市長にしか ありませんので、市長にお願いしますと地域 協議会が建議します。

○昇 秀樹委員長 なるほど。だから市長が 一応提案するけど、市長の提案の前に地域協 議会が原案を作ると。それで、市長に建議す ると。

○企画部長 原案といいますか、こういうのをやりたいと言いますと、地域自治区の担当職員が担当課と調整をしながらどのようにやったらできるかとやって、こういうのをやりたいというのは、このようになりますよというのを一応やっております。

○昇 秀樹委員長 最後の姿は地域協議会で 最後に市長さんに上げる前の姿は決めると。 ○委員 今、委員長がご質問されたことに関 わりますけれども、その地域協議会の中でも 例えば交通安全、防犯、それから防災、教育、 保育、老人福祉、それから地域振興、また場 所によっては鳥獣害とかそういったいろいろ なテーマが地域のニーズとしてあろうかと思 いますけれども、それについて我が地域では 共通してぜひとも何とかしてほしいというこ とが何であろうということを、すり合わせま す。それと与えられる予算規模もあるもので すから、そこでの問題。それを実際には自治 振興事務所の担当職員が相談にのってくれて、 担当部署とも詰めてくださって大体予算いく らぐらいかかりそうだと、ないものねだりを しても駄目なのだと、そういうことで具体的 には自治振興事務所の担当職員というのは、 本当に大変だと、素人の私が言うのもあれで すけれども。そうしますと、大体、来年度に 向けて今度8月26日に会議がありますけれ ども、前回7月にやった会議の中で出たもの を、今、自治振興事務所の担当が一生懸命そ ろばんじゃないですけれども、電卓をはじい てこうだとやっていただき、羅針盤は示して もらっています。それを基に、協議会の委員 が審議するわけでございます。

○昇 秀樹委員長 先ほど委員が言われたよ うに、市民に市民ニーズ聞かせてくださいと 言うと、正直言って本業忙しいしいろいろと 考えているわけでないから、あそこの道路2 車線にしてほしいとか、そういうので土木関 係のがどっとたくさん出てくるのだけれども、 少し地域自治区というものを作って地域協議 会を設置して一生懸命審議してもらうと、そ この道路を2車線にしろという話もあるけれ ども、ここの小学校の井戸を掘った方がいい のではないかという、先ほど土木から安全安 心、防災とか言われましたが、住民ニーズそ のものの質が多分高まっているのです。よく 考えてもらうことによって。だから、そうい う機能をこれによって、ただ住民ニーズと言 った時に何かないですかと注文に回ると、思 いついたことをばんばか言うのだけれども、 そうではなくて限られた財源の中で、何が優 先順位が高いのかということをちょっと真剣 に考えてもらうと、言葉あれなのですが、住 民ニーズの、限られた財源の中での住民ニー ズの優先順位の思考が、ちょっと言い方が難 しいですが、高質化するといいますか、質的 に深くなるのです。

高度経済成長時代は、住民ニーズがあったらすぐやるだけで何でもこたえることができていて、予算もあったけれども、とてもできない時代になった時に住民ニーズの質そのものを、言葉遣いが難しいのですけれども、分かりやすく言うと住民ニーズの質そのものを高度化する、あるいは住民に行政が果たすべき役割は何なのかということを考えてもらう、そういう機能をこういうことをやることによって、住民の満足度を高めるということです。

つまり、お金がいっぱいある時は箱物ばんばん作って、道路もどんどん2車線にして住民の満足度を高めてきましたけど、そういうことはとても無理なので、量的満足は無理だ

けれども住民に行政の果たす役割というもの を理解してもらうことによって、ああそうか、 そういう事情もあるから仕方ないのかとか、 これはこうなのかということで、住民ニーズ の質的満足を計る装置としてこういうものが 非常に大事であるということです。単に先ほ ど委員が言われたことと、私が言っているこ とは同じことなのですがちょっと表現方法が 違いますが、多分これからの21世紀の行政 としては、そういう形で住民の理解を得ると ともに、これはある種アカウンタビリティで もあるのですが、なぜ行政はここでできなく てこれを優先したのか、なぜ他の小学校で井 戸を掘らずにこの小学校だけ井戸を掘ったの か。

それは、多分、市役所だけでやっているとなかなか分かりづらいし、公平性だとかもありますが、こういうことをやるとここはビオトープがあってどうのこうので、だからここは他の小学校とは違うのだと、だから井戸が必要なのだということを、行政ニーズそのものを発見・発掘することにもつながるし、それからそのことについての住民の理解も得られるし、それから最終的にはそういう政策形成に住民が関わったということで住民自身の質的満足も得られるということで、その種の質的な住民と行政との関係を変えていく装置、それが本当の意味での住民自治、市民自治になります。

そういうものとして、こういうものが必要となってきたし、今後恐らくますます必要になるということを難しいですけれども、行政改革の中で書いといてねという話ですね。多分そのための装置なのです。

多分それは非常に大事な話で、行政改革だからといって10地区の地域自治区の自治振興事務所の職員を半分にするとかそういうことはやめようねということで、そういうのは

置くべきところにはきちんと置いといて、住 民満足度とかあるいは言葉少しきついですけ れども、住民への啓発というのですか、行政 はそんなこと全部できるわけないよ、という ことを分かってもらって、住民自身が自分自 身の中で腑に落ちているという仕組みを作っ ていく方法でしょう。

それにはいろいろなやり方があって、新城は地域自治区がプラン・ドゥー・シーのプランだけ決めて、ここには実行組織はないですよね、プランだけで審議して評価するというだけで、実行組織としては従来の行政区をいかす、あるいは市役所がやるということで機能分担をしてやっていくということになります。これは大事な仕組みであると思います。

これまでの行政にはあまりなかった仕組みで、合併したからといってその地域、小さい単位での地域を無視するわけではなくて、合併してむしろより小さな単位での、中学校区単位での行政課題であるとかニーズを把握する仕組みとしてこうしたものを作って住民と一緒に考えて、住民にも担ってもらうものは担ってもらいながらやって、こういう問題解決組織を作っていくと。

ある種の行政改革のモデルですね。要する に、そういうことだけ行政がやって、なるた け実際の問題解決は住民や地区の企業とかい ろいろ巻き込みながらやっていき、もちろん 行政で反映できるものは行政に反映するとい うことで、なかなか面白い仕組みです。

はい、他によろしいでしょうか。ちょっと 時間が押しているようですので、次の項目で すね、アンケートについて事務局の方から説 明をお願いします。

○事務局 はい、それではアンケートの説明 をさせていただきます。先回の委員会の際に 職員に関しましてはアンケートを行うという ことと、それから市民の方にもぜひアンケー トをしてくださいということでしたので、市 政モニターへのアンケートの方も実際にモニ ター100人に対して行政改革に関するアン ケートということで実施しております。

職員アンケートのまとめを本日配布させていただきましたのでそちらと、結果を合わせて説明させていただきたいと思います。

行政改革に関する職員アンケート報告というものを本日A4の両面で配布させていただいておりますけども、そちらで説明をさせていただきます。

調査の目的としましては、新たな行政改革 推進計画を策定するにあたり、行政改革に関 する職員の理解や意識、取組の現状について 調査し、今後の行政改革を進めるうえでの課 題や方向性を考える基礎資料とするため、職 員アンケートを実施したということで、調査 対象と方法につきましては、正規職員と再任 用職員を対象としました。ただし、市民病院・ 訪問看護ステーション・しんしろ助産所・作 手診療所に勤務する医療職は除いております。

調査の方法としましては、先月7月4日から7月18日の間に、庁内LANを利用しメールで各課・こども園等に送りまして、回答は無記名とし個人を特定せずに集計をしております。回答者数は716人、回答率は87.85%でありました。

別綴じになっておりますが、単純集計をさせていただいたものが調査票の後ろに付けてございますし、その後ろに問4以降につきまして管理職と一般職の比較ということで、管理職の回答と管理職は部長、課長、副課長までと係長級以下の一般職と分けて集計したものを付させていただいております。

調査結果の方見ていきますと、問1から問3につきましては職員の年齢、男女別、職層について尋ねておりますけれども、年齢層につきましては各年代万遍なく分布しておりま

した。男女別につきましては男性職員が約62%、女性職員が約38%となっておりまして、この数字につきましては消防士、保育士も含まれております。

職層につきましては、部長職から副課長職までの管理職が約21%、係長・主査級と一般職員を合わせた一般職が約79%となっております。

質問の内容の問4、①の市役所についてですが、問4の①では、市役所のイメージについて尋ねておりますけれども、市民からの信頼、財政の健全性、情報公開については約50%の職員が肯定的な回答をしております。市民との協働については約40%の職員が進んでいると回答をしております。これを管理職と一般職に分けてみますと、いずれの設問に対しても管理職からの回答が前向きな回答の割合が高くなっております。

次に、問4の②ですけれども、行政改革の 取組についてということで、ここでは、職員 の仕事の取組、行政改革の取組について尋ね ておりますけれども、仕事に対するやりが い・充実感は70%以上の職員が感じており、 コスト意識につきましても60%以上の職員 が意識をもって仕事をしているという回答を 得ております。これらを管理職と一般職に分 けてみますと、やりがいに関しては一般職の 「そう思う」と回答した割合が管理職よりも 3ポイントほど高くなっておりますが、コスト意識につきましては管理職の高い意識が読 み取れました。

定員適正化や民間への委託・指定管理者制度、事務事業の見直し、目標管理、組織機構の見直し、他市町村との連携の9項目につきましては、定員適正化の取組では47%の職員が「進んでいる」との回答を得たものの、それ以外では「取り組んでいる」との回答が得られたのは30%前後でございました。定

員適正化の取組については管理職が65%と高い割合となっておりまして、その他の設問でも一般職に比べ管理職が高い取組となっております。特に民間委託や指定管理者制度についての設問と他市町村との連携の設問に対する回答では、一般職の取組に対する回答が低くなっておりました。

次に問5、問6職場での行政改革の取組についてでございますけれども、職場での行政改革の取組が組織として行われているかを尋ねたところ、「行われている」と回答したものと、「行われていない」と「どちらでもない」とを合わせた回答がほぼ半数となっておりまして、これは管理職と一般職と比較しても同じような割合となっております。

組織として行われていない理由を尋ねた問6ですけれども、その原因で最も多くなっているのは、「取組状況を確認する具体的な手続きがない」が167人と最も多くなっており、その次が「課長、副課長等のリーダーシップがない」が52人となっております。

次に今後の行政改革の取組について尋ねた問7でございますが、今後も力を入れて実施していくべきか尋ねておりますが、「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」との回答が約83%で、今後も行政改革の取組に今まで以上に力を入れていくべきと回答している一方で、約17%の職員からは「あまり思わない」、「そう思わない」との回答もありました。行政改革の取組が必要ないと回答した理由につきましては問9で述べております。

続きまして問8の今後の重点策についてでございますが、今後重点を置いて行政改革を進めるべき項目を16提示しまして3つまで選択できるように尋ねたところ、最も多かったのが「事務事業の見直し」、次いで「職員数の適正化」、「組織機構の見直し」、「歳入の確保」、「公共施設の見直し・再編」となって

おりました。

これは、問4のこれまでの取組の中で最も 高い割合で取り組んできたと回答のあった定 員適正化について今後も重点を置くべきとの 回答になっております。また、現在検討が進 められている東三河広域連合(仮称)を含め た「他自治体との連携」や「市民との協働の 推進」にも多くの回答がございました。

問9行政改革に取り組むべきと思わない 理由についてということでございますけれど も、問7で今後行政改革に力を入れて実施し ていくべきとの設問に「あまり思わない」、「思 わない」と回答した職員の理由で、最も多か ったのが「職員の削減や予算の縮小などばか りでは、職員のやる気が上がらない」で、次 いで「改革の必要性は感じているが、実際の 業務への負担が大きい」となっております。 また、「これまでの行政改革の取組で十分であ り、これ以上力を入れる点はない」と回答し た職員も約9%ありました。

最後問10でございますけれども、行政改革や日常業務に関する自由意見を記入式で用意したところ、その結果119人から127件の意見がございました。行政改革の必要性や今後の業務改善の提案などの意見が93件、約70%あった一方で、現在の職場に対する不満、特に職員数の不足を述べる意見も見られました。

以上のことをまとめさせていただきますと、以下4点のようにまとめさせていただきました。(1)市役所に関する質問項目及び行政改革の取組については、職位の違いによって意識や行動に違いが見える。副課長職以上の管理職においては、こうした意識や行動が進んでいる一方で、係長職以下の一般職では、意識がそれほど高くない。

(2)総合計画の進行管理や事務事業評価などに携わることの多い管理職では、組織と

しての目標を定め、コスト意識を持つことにより、行動も伴ってくる。逆に一般職では進行管理や事務事業評価などの業務に関する事務も少ないことから、行政改革に関する意識や行動が低いと思われる。

- (3)一般職の回答の中で「どちらでもない」と回答している職員がどの設問にも多くあるが、経験年数の少なさから市の組織や事務事業について理解が深まっていないことに起因すると考えられる。また、先の集中改革プラン終了から今年度までの5年間に採用された職員が152人もいることから、行政改革の取組に対する周知がされていなかったことも考えられる。
- (4)組織としての取組が行われていない 原因として、取組状況を確認する具体的な手 続きがないとの回答が最も多くなりましたが、 これまでも常に行政改革は全庁的に行われて きたものの、集中改革プランで各課が掲げた 事業の進行管理(PDCAサイクル)を各課 の担当者が行っているにとどまり、課員全員 に行き渡っていないことによるものと考えら れる。

以上のことから、行政改革への取組として職員の意識改革を進めるとともに、これに関わる機会を組織として増やしていくことが必要と思われます。そのため、各職場での目的・目標を明確にし、職場全体での情報共有を推進し、行政改革の取組を「見える化」していくことが必要であります。

また、事務事業の見直しや職員の適正配置を訴える声が多数あり、これまでの行政改革で取り組まれてきた人員削減やコスト削減などには限界であるとの声も寄せられていることから、従来の行政改革を脱却し新たな手法についての検討を進める必要がある、といったことでまとめさせていただいております。

○昇 秀樹委員長 はい、ありがとうござい

ます。時間の関係もありますので、もう一つ 市政モニター100人に対する行政改革アン ケートにつきましても説明していただき、ま とめて一括して審議していきたいと思います ので、よろしくお願いします。

○事務局 はい、市政モニター100人に対するアンケートにつきましては、行政改革についてということでお配りさせていただいたようにQ1から裏面のQ7まで質問を出させていただいております。

内容につきましては、市民の方に聞くもの となっておりますので、市民の方が市の行政 改革についてのイメージについてどのように 思っているか、Q2からQ4まではこれまで の職員に聞いたものと内容につきましても同 じような形で聞かさせていただいております。 Q5は市の組織機構が分かりやすいですかと いうことを聞いておりまして、裏面のQ6で は市の職員と同じ形で16の項目を掲げさせ ていただいて3つまで選んでいただく形で市 民の方に聞いております。最後Q7として、 今後市の行政改革の取組状況を市民の皆さん に説明する機会を設けるべきだと思いますか、 という形で市民の方に聞きまして、これが今 月中までに回答をいただけるようになってお りますので、次回の委員会の際にはこの数字 がまとまってくるかと思いますので、職員ア ンケートと対比して見ることもできるかと思 っております。

○昇 秀樹委員長 はい、ありがとうございました。職員のアンケート結果と市政モニターに対するアンケートについて、質問等ありましたらよろしくお願いします。

私の方から職員アンケート結果の(3)ですが、例えば行政改革の取組について、定員適正化はけっこうそうだと思うけど、それ以外の民間への委託等については30%前後であったという回答となっています。これは、

職員の方の主観はそのように思っておられま すが、あとはできる範囲でということですが、 客観的に見て、例えば指定管理者制度や民間 への委託等々が、客観的に見てどうなのか、 難しいですけれども、少し工夫していただい て、例えば客観的に見ると別に新城市は他の 市町村と比べてそんなに民間委託が進んでな いわけではないのに、主観的には進んでいな いのかもしれないし、やっぱり客観的に見て も新城市は他の市に比べると民間委託等が少 ないから、職員がそう答えているかもしれな いし、こういうアンケートというのは主観的 に答えますし、主観的なのは、それはそれで 大事なのですが、片一方で客観的な指標でそ の主観と客観が合っているのかどうかをチェ ックする努力をお願いしたいということが1 点です。

また同じ議論なのですが、(4)で組織と して行政改革が行われていないというのが半 数あって、その理由はなにかというと、取組 状況を確認する具体的な手続きがないが16 7人で最も多くなっているということであれ ば、それでは取組状況を確認する具体的な手 続きというのをどうやって作ったらいいのか、 指標化とか成果指標の発掘とかまたこれもで きない場合もあると思うのですが、とりあえ ず宿題として出ているのですから、これに対 して例えば成果指標を取組状況を確認する具 体的な目標値として設定するとか、そういう 意味で言うと、先ほどの定数管理はわかりや すいわけです。何人削減する、何割削減する ということで結果を出していますけれども、 他のは必ずしも事務事業の見直しというのは、 何となく事務事業の見直しをやりますという だけでなかなか進みにくい、だから進みにく いというのもあります。ですからどのように すれば、具体的な手続きに落とし込めるのか というのを検討していただきたい。いろいろ

やってみたけど、これこれ然々の理由でダメでしたというのも、ワンノブゼムとしてはありますが、なるべくそうではなくてこういう指標で出せるというのを考えていただきたいと思います。

ほか、どうでしょうか。

○委員 このアンケートで一般職の回答で「どちらでもない」という回答が多いということで、これ報告を見ると理解が深まっていないとアンケート報告の最後のところの、アンケートのまとめの3番ですけれども、周知がされていないということで、おそらくここが行政改革にすごくつながってくるのではないかと思うのです。やはり、役を持ってみえる方はやっていきたいという気があると思いますが、一般職の方がそれについてこないと、結局行政改革につながってこないと思いますので、一般職の方の意識、なぜ取り組んでこなかったのかの回答の中にそのような回答があったかと思います。

○昇 秀樹委員長 152人が集中改革プラン終了から採用されているため、こういう方が、存外、知る機会がなかったかもしれない。 ○委員 他の会社でもそうですけれども、全部100%意識をその方向に向けるというのは、なかなか難しいと思うのですが、167人が何%かわかりませんが、そうすると、こんなものなのかと思います。言い方が変かもしれませんが、80%がもし、そちらを向いていてくれれば、十分かと思います。

○昇 秀樹委員長 8割ぐらいであればそうですが、これは新規採用が5年で152人ですから、800人の職員であとの650人ぐらいが知っているのであれば、800分の152人が新採ということで。

○委員 時間過ぎてしまいましたので、手短 に、新城市行政改革推進計画を策定するとい う観点からいくと、今日のテーマにこれまで の取組と課題というのが入っていましたけれ ども、これまでも行政改革推進計画を作って 実行してきてこれまでの取組もいろいろとあ ると思いますが、その取組に対してこういう 課題を持ってやりましょうということで実際 にやってみて、できなかったのかできたのか、 できなかったとすれば何が原因なのか、そう いう点ですよね。行政改革で人数が足りない という話もありましたけれども、その行政改 革をやったことによって、行政サービスの低 下を招いているのではないかといった問題点 はないかを、そのへんは難しい言葉でいうと 総括した上で新しい計画をたてた方がいいの ではないかと思います。

○昇 秀樹委員長 前の計画の検証はやって いるのでしょうか。どうなのでしょう。

○総合政策部長 検証でございますが、実際にはそれぞれ毎年毎年、取組状況について成果というものを確認して出しておりまして、その確認が先ほどの報告の中に書いてありましたように、一部のそれを担当している職員だけがそれをやっている。それを全課的に広げてやっていないということが問題であると思っています。

○昇 秀樹委員長 だから今度新しい計画を作るのであれば、その前段としてその新しい計画の中に前回はこういうことで、その検証としてはこうで、こういうところは良かった点で、こういうところは問題があって、それを踏まえた上で新しい行政改革推進計画を作りますという流れにしていただくのが、普通なのです。定数などはすぐにこれでできると思いますので、それ以外のところをどのように表現するかが少し大変ですけれども、お願いします。

コーディネートが悪くて、まだ審議していただかないといけない事項が残っておりますので、これについても後で聞いていただいて

も結構ですが「たたき台」について事務局の 方から説明をお願いします。

○事務局 はい、時間の方が押しておりますので、本日予定しておりました第2章、第3章、第4章につきましては、項目としましては第2章でこれまでの取組と課題ということで記載をさせていただいておりますけれども、只今、委員長や他の委員からも意見いただいたことを踏まえまして、もう少しこれまでの取組の検証も踏まえまして、位置付けをさせていただきたいと思います。

第3章行政改革の基本的な考え方につきましては、大きな項目として新城市行政改革推進計画(集中改革プラン)の継承と発展ということで、先の集中改革プランの継承と発展につきましてと、自立・持続可能な自治体経営についてということ、それと市民の政策参加・市民満足度の向上というような大枠をたてさせていただいております。

続いて第4章でございますけれども、取組 方針といたしまして、(1)の計画期間としま して市が進めております総合計画の終了年度 である平成30年度までの4年間、もしくは その終了を踏まえた1年後とする31年度ま での5年間、あるいはまた今後の社会情勢等 の変化があった場合に見直すというようなこ とも考え期間を設けないということも皆さま から意見をいただきたいと思っておりました けれども、本日は割愛させていただき、(2) の基本項目につきましては、大きな項目とし て事務の効率化・事務事業の見直し、②の民 間委託の活用検討及び促進、③資産、施設の 見直し、④市民自治と共同のまちづくりの推 進、次のページに行きまして⑤人材育成、⑥ 他自治体との連携、最後⑦市民サービスの向 上といった形の項目につきまして今後まとめ ていきたいと思っております。

○昇 秀樹委員長 はい、ありがとうござい

ました、端折って説明していただきまして。 これは、今後また検討していただくことです ので、詳細はまた今後にしまして、今日の段 階で今骨組みのところだけ説明していただき ましたけれども、今日の段階で何か思いつく こと、こうしたもの入れた方がいいのではと か、あるいは今説明があったことについての ご質問等ありましたらどなたからでも。

今日、行政改革に関する意見についていく つかあがっていますので、そうしたことも盛 り込んでいただいて、また事務局の方で作っ ていただくということで、よろしくお願いし ます。

少し進行がまずくて、これは今後また検討 していく事ですので、すみません10分ほど オーバーしてしまいましたが、今日のところ は第2回としては、ここで閉めさせていただ き、事務局に進行をお返しします。

○総合政策部長 本日は、普通交付税の動向 や地域自治区制度など、今後の市政に大きな 影響を与える案件を説明させていただきまし た。そうしましたことから、熱心に議論いた だきまして時間を少しオーバーいたしました が、ありがとうございました。

この議論の中で普通交付税の一本算定に向けた説明をさせていただきましたけれども、この中で合併したことによる削減効果の検証ということでご指摘をいただきましたので、次回に報告をさせていただきたいと思います。また、職員アンケートの分析の関係につきましても確認ができれば、修正したもにつきましても確認ができれば、修正したものを次回にお示ししたいと思います。本日お示ししております「たたき台」の部分で、内容については項目だけを説明させていただきましたけれども、もし、項目の見出し等でよいかというものも位置付ける必要があるのではないかというものがございましたら、連絡をい

ただきたいと思います。中の文書につきましては、私どもで作りますけれども、そうしたご指摘がございますれば、また、ご連絡をいただきたいと思います。

今日、時間を少し延長しましたが、ありが とうございました。

閉会 午後0時10分